



2025年7月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 M S - J a p a n
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 C E O 有 本 隆 浩
(コード番号: 6539 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 C F O 山 本 拓
(TEL. 03-3239-7373)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年7月10日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 割 当 日	2025年8月8日
(2) 処分する株式の 種 類 及 び 数	当社普通株式 5,450 株
(3) 処 分 価 額 及 び 処 分 総 額	1株につき941円 本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法第202条の2）、公正な評価額として、本日開催の取締役会決議の日の前営業日（2025年7月9日）における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（941円）を処分価額とし、当該処分価額に上記の処分する株式の数を乗じた金額5,128,450円を処分総額としております。
(4) 処分先及びその 人数並びに処分 株 式 の 数	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） 2名 5,450 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月20日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2025年6月25日開催の第35回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、支給する報酬は当社の普通株式とし、本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬としての当社の普通株式の総額は、年額40百万円以内、対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年75,000株以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社の普通株式の割当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、当社が、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社普通株式の発行又は処分を行う方法により、対象取締役に対して当社普通株式の発行又は処分をする制度ですが、当該発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

なお、対象取締役は、当社の普通株式について発行又は処分を受けるに当たり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたします。その1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

今回は、指名・報酬委員会で審議したうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、対象取締役2名に対し、当社の普通株式5,450株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を50年としております。

本新株式発行において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2025年8月8日から当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点までの間

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間（以下「本役務提供期間」といいます。）中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。

（3）本役務提供期間中に、対象取締役が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含みます。）により退任又は退職した場合には、対象取締役の退任又は退職の直後の時点に、譲渡制限を解除します。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から対象取締役の退任又は退職の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）とします。

（4）当社による無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得します。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）の株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除します。また、当社は、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。

（6）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

以 上